

小田原市教育委員会定例会会議録

1 日時 令和8年3月25日（水）午後7時00分～午後7時50分

場所 生涯学習センターけやき 大会議室

2 出席者氏名

1 番委員 柳 下 正 祐（教育長）

2 番委員 益 田 麻衣子（教育長職務代理者）

3 番委員 秋 元 美 里（オンライン出席）

4 番委員 齊 藤 修 一

5 番委員 松葉口 玲 子

3 説明員等氏名

教 育 部 長 菊 地 映 江

文 化 部 長 大 木 勝 雄

子ども若者部長 吉 野 る み

教育部副部長 岡 田 夏 十

教育部副部長 諏訪部 澄 佳

文化部副部長 門 松 忠 輝

文化部副部長 湯 浅 浩

子ども若者部副部長 矢 島 佳 典

子ども若者部副部長 田 村 直 美

教育総務課長 安 藤 良 徳

学校施設担当課長 久 保 浩一郎

教育指導課長 松 澤 俊 介

保健給食課長 吉 澤 太 郎

生涯学習課長 蓑 宮 康 之

文化財課長 小 林 隆

その他関係職員

（事務局）

教育総務課係長 三 浦 慶太郎

教育総務課主査 岩 澤 広 明

4 議事

日程第1

議案第8号

組織機構の再編整備に伴う関係規則の整備に関する規則

（文化部、子ども若者部、教育部）

日程第2

議案第 9 号

小田原市学校給食のあり方検討委員会規則

(保健給食課)

日程第 3

議案第10号

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則及び小田原市立学校
組織規則の一部を改正する規則

(保健給食課)

日程第 4

議案第11号

小田原市立学校職員の業務量の管理に関する規則

(教育指導課)

日程第 5

議案第12号

社会教育主事の解任について

(文化部)

5 報告事項

(1) 小田原市文化財保存活用地域計画の策定について

(文化財課)

(2) 市立矢作小学校器物損壊事件について【非公開】

(教育総務課)

6 議事等の概要

(1) 柳下教育長開会宣言

(2) 2月定例会議事録の承認

(3) 議事録署名委員の決定… 4 番 齊藤委員、5 番 松葉口委員に決定

○柳下教育長 報告事項(2)「市立矢作小学校器物損壊事件について」は、ことの性質上、小田原市教育委員会会議規則第5条第1項ただし書の規定により、これを非公開といたしたいと存じます。

本議案を非公開とする件について、採決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○柳下教育長 御異議ありませんので、採決いたします。報告事項(2)「市立矢作小学校器物損壊事件について」を非公開とすることに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○柳下教育長 全員の賛成により、報告事項(2)「市立矢作小学校器物損壊事件について」後ほど非公開といたします。

(4) 議事日程第1 議案第8号組織機構の再編整備に伴う関係規則の整備に関する規則
(文化部、子ども若者部、教育部)

○文化部副部長 それでは御説明申し上げます。

お手元の議案書の該当ページの議案説明資料を御覧ください。

はじめに、改正理由ですが、組織機構の再編整備に伴う所要の整備を行うため、関係規則の改正を実施するものでございます。

次に、改正内容について、順を追って御説明申し上げます。

まず、「小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正」でございます。

はじめに、(1) 国指定史跡小田原城跡及び石垣山の調査及び整備に関する事務について、それを補助執行させる職員を変更いたします。これにより、これまで「文化財課の職員」が担っていた事務は、今後「小田原城総合管理事務所の職員」が分掌することになります。続きまして、「史跡小田原城跡調査・整備委員会規則の一部改正」についてです。

史跡小田原城跡調査・整備委員会に関する事務担当課について変更いたします。これにより、これまで「文化財課」が担っていた事務は、今後「小田原城総合管理事務所」が分掌することとなります。

○子ども若者部副部長 続きまして、(2) 青少年の体験交流学习及び指導者育成に関する事務について、それを補助執行させる職員を変更いたします。これにより、これまで「青少年課の職員」が担っていた事務は、今後「子ども政策課の職員」が分掌することとなります。

○教育部副部長 それでは、「小田原市立学校文書管理規則の一部改正」についてご説明いたします。

まず、お手元の資料 2 枚目をご覧ください。議案書の後に規則案が続き、その後に組織機構の整備等に伴う規則改正の整備に関する規則が記載されています。併せて、改正理由についても記載されておりますので、該当ページをご確認ください。

まず初めに、「小田原市立学校文書管理規則の一部改正」についてです。前羽幼稚園および下中幼稚園の廃止に伴い、これらの園に係る略字記号の規定を削除するものです。

次に、「小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正」についてご説明いたします。前羽幼稚園および下中幼稚園の廃止に伴い、これらの園の定員に関する規定を削除するものです。

最後に、「小田原市立学校給食共同調理場の対象校を定める規則の一部改正」についてです。まず 1 点目として、前羽幼稚園および下中幼稚園の廃止に伴い、橘学校給食共同調理場における給食業務の対象校からこれらの園を除外いたします。次に 2 点目として、片浦小学校について、こちらは平成 25 年から単独調理校となっておりますが、現在は豊川学校給食共同調理場における業務の対象校として記載されています。この状態を整理し、片浦小学校を対象校から除外するものです。

以上の規則改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する予定です。

これで説明を終わります。

(質疑・意見等 特になし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

(5) 日程第2議案第9号小田原市学校給食のあり方検討委員会規則（保健給食課）

○保健給食課長 それでは御説明申し上げますので、該当ページを御覧ください。

小田原市学校給食のあり方検討委員会規則につきましては、小田原市附属機関設置条例に基づく小田原市学校給食のあり方検討委員会の組織、運営等に関し必要な事項を定めるため制定するものでございます。

所掌事務については内容の1をご覧ください。委員会は、学校給食のあり方に関する事項につき、小田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申することとするものでございます。

委員については内容の2をご覧ください。委員会の委員は、次に掲げる者（(1) 学識経験者、(2) 児童及び生徒の保護者等を代表する者、(3) 市立小学校及び市立中学校の校長、(4) 栄養士、(5) その他教育委員会が必要と認める者）のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命することとし、その任期は、2年とすることとするものでございます。

委員長及び副委員長については内容の3をご覧ください。委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定めることとするほか、委員長及び副委員長の権限について定めることとするものでございます。

会議については内容の4をご覧ください。委員会の会議は、委員長が招集し、委員の2分の1以上の出席により成立することとする。また、議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによることとするものでございます。

関係者の出席については内容の5をご覧ください。委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができることとするものでございます。

秘密の保持については内容の6をご覧ください。委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならないこととし、その職を退いた後も、同様とすることとするものでございます。

庶務については内容の7をご覧ください。委員会の事務は、教育部保健給食課において処理することとするものでございます。

なお、規則の適用は、令和8年4月1日とするものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

（質疑・意見等 特になし）

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

(6) 日程第3議案第10号小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則
及び小田原市立学校組織規則の一部を改正する規則（保健給食課）

○保健給食課長 それでは御説明申し上げます。

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則及び小田原市立学校組織規則の一部を改正する規則について、市立幼稚園に幼稚園薬剤師を配置することに伴う所要の整備を行うため改正するものです。

細部について御説明申し上げますので、別紙の2ページ目を御覧ください。

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正につきまして、教育部保健給食課に幼稚園薬剤師に関する事務を分掌させることとするものです。

小田原市立学校組織規則の一部改正につきましては、市立幼稚園の職員として幼稚園薬剤師を配置することとするものです。

なお、規則の適用は、令和8年4月1日とするものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等 特になし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

(7) 日程第4議案第11号小田原市立学校職員の業務量の管理に関する規則（教育指導課）

○教育指導課長 それでは、私から議題第11号「小田原市立学校職員の業務量の管理に関する規則の一部を改正する規則について」についてご説明申し上げます。

まず、今回の改正理由について御説明いたします。

この改正は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に基づき、文部科学省告示が全部改正されたことを受けて、所要の整備を行う必要があるため実施するものでございます。

次に、改正内容について具体的に御説明いたします。

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理や、教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針が今回の告示改正により全面的に変更されます。これに伴い、本規則では当該指針を引用する規定を整備することとしております。

本改正規則の適用は、令和8年4月1日からとする予定でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等)

○齊藤委員 これは所見としての確認ですが、今回の改正により、労務時間や業務量などについて、いわゆる「見える化」がどのように進められるのか、その内容について教えていただけますでしょうか。

○教育指導課長 働き方改革をさらに推進するため、今回の改正では国が教育委員会に対して計画を策定する際に踏まえるべき内容を明確に位置付けています。この指針の中で、留意すべき点などを具体的に示し、業務量や労務時間の管理について「見える化」を進められるようにしています。

○齊藤委員 自分の理解が十分ではないかもしれませんが、現状についてもう少しお伺いさせていただきます。現在、教育委員会として現場の教職員の労働時間や労働力について、どのような項目で管理されているのか、具体的に教えていただければと思います。

○教育指導課長 現在、学校現場の教職員の労働時間については、「在校等管理システム」を活用して管理しております。このシステムでは、出勤時および退勤時にカードを用いた打刻を行い、労働時間を記録しています。その結果、時間外勤務などの実態について、客観的なデータを把握できるよう努めております。

○齊藤委員 ありがとうございます。最近、民間の労務管理が非常に厳しくなっている状況にありますが、教職員の業務量や勤務時間についても課題が山積していると感じております。特に教職員の数が減少している現状については、以前日経新聞で報じられていた内容にも触れられていました。

そこで、現状の残業時間の管理についてお伺いします。現行の管理体制では、いわゆる「36協定」の考え方を民間と同様に踏襲している認識でよろしいでしょうか。たとえば、月45時間を超える残業時間が年間で7回以上あるかどうかといった点について、今のシステムで管理できているという理解で間違いないでしょうか。システムの運用状況について教えていただければと思います。

○教育指導課 現在、在校等管理システムを活用して、教職員の労働時間を教育委員会に取りまとめています。このシステムにより管理されたデータは、所属長に共有しております。また、必要に応じて学校側で教職員に対する声掛けや残業時間が多い場合には業務面談を促すなど、適切な指導・管理を進めています。

○齊藤委員 ありがとうございます。実態についてよく理解できました。現状として、労働時間、つまり打刻された時間が実際の勤務実態を正確に反映しているのかどうかについては、現場の感覚とシステムで記録されたデータとの間でどれくらいのずれがあるのかを見定めることが重要だろうと感じています。

この点について、教育委員会としてどのように対応し、改善を進めていくかが今後の大きな課題となると認識しております。引き続きご教示いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

(7) 日程第5議案第12号社会教育主事の解任について(文化部)

○文化部副部長 それでは御説明させていただきます。

議案書をおめくりいただき、資料を御覧ください。令和8年4月1日付け人事異動に伴い、令和8年3月31日付で社会教育主事を2名解任するものです。
以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等 特になし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

(7) 報告事項 (1) 小田原市文化財保存活用地域計画の策定について(文化財課)

○文化財課長 「小田原市文化財保存活用地域計画の策定について」を御説明申し上げます。

お手元の資料「小田原市文化財保存活用地域計画 概要版」を御覧ください。

文化財保存活用地域計画は、平成30年の文化財保護法改正により制度化されたもので、市町村における文化財の保存・活用に関して、法律に基づいて作成される総合的な計画です。
本市では、令和5年度から令和7年度の3か年で策定作業を進めており、昨年末に文化庁の認定を受け、このたび策定いたしました。

本計画では、歴史文化と文化財が持つ価値と魅力を分かりやすく整理し、発信・共有するとともに、文化財について総合的な保存・活用を進めるため、方針を示すマスタープランと、それを具現化するアクションプランを定めています。

「小田原市の歴史文化の特性」ですが、時代と共に積み重なり、変化しながら現代に至る歴史文化の特性を、4つに分類・整理しています。

中面の左側をご覧ください。

計画により目指す将来像を「先人が築いた歴史とともに暮らすまち・暮らしを通してその歴史を未来へつなげていく」としています。

「文化財の保存・活用」ですが、「将来のイメージ」として目指すまちを、縦に色別に5つに分類しています。また、それぞれの将来のイメージを実現するために、保存・活用の「基本的な方向性」「方針」「主な措置」を結び付けて定めています。

右側をご覧ください。

「関連文化財群」ですが、市内にある様々な文化財を分かりやすくまとめるために、テーマに沿った一定のまとまりとして、8つの関連文化財群を設定しました。

その下の「文化財保存活用区域」ですが、文化財が集中している地域について、文化財の集まりを核として文化的な空間を創出するために、2つの区域を設定しました。

関連文化財群や文化財保存活用区域ごとの課題や方針に対して、必要な措置を行い、文化財の総合的な保存・活用を進めてまいります。

裏面の最終ページをご覧ください。

「保存・活用の推進体制」ですが、所有者および行政に加えて、市民等や専門家が、それぞれが主体的に取り組み、また、連携、協働することで、文化財の保存・活用の取組を推進します。

説明は以上です。

(質疑・意見等)

○**齊藤委員** 基本的なことの確認になってしまいますが、この地域計画というのは何年ごとに見直しを行っているものなののでしょうか。その点についてお伺いしたいと思います。

いただいた冊子を拝見すると非常に丁寧に作成されており、力を入れている様子が伺えます。ただし、それだけに策定や運用にあたり大変な部分もあるのではないかと思います。一方で、計画のテーマ自体は長期的な視点を持って進めていくものだと感じています。

具体的には、計画期間が令和8年度から令和18年度までと記載されていますが、この期間は変更せず、この地域計画を10年間継続して進めていくという理解でよろしいでしょうか。

○**文化財課長** 斎藤委員がおっしゃる通り、この地域計画は令和8年度から令和18年度までの11年間の計画となっております。一般的には文化庁から「概ね10年程度を計画期間として策定するように」といった指針が示されており、それに基づいて進めているものです。

○**柳下教育長** 以上で、先ほど非公開とすることにいたしました案件以外の議題は終了いたしました。会議を非公開とする前に、その他として、委員又は事務局から何かありますか。

ないようですので、非公開とすることにいたしました案件を議題といたします。

関係者以外の方は、御退席ください。

(関係者以外退席)

(6) 報告事項 (2) 市立矢作小学校器物損壊事件について【非公開】(教育総務課)

(7) 柳下教育長閉会宣言

令和8年4月22日

柳下教育長

署名委員（齋藤委員）

署名委員（松葉口委員）